平成２３年（フ）第３１２号
横浜市神奈川区三ツ沢南町21番17号　コーポマキ102号
債務者　松永　　勉
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３３号
横浜市南区永田みなみ台２番６―714号
債務者　古瀬さやか
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２号
熊本県山鹿市古閑1280番地１
債務者　髙井　昌美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第３号
熊本県山鹿市古閑1280番地１
債務者　髙井冨美子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
熊本県山鹿市城4550
債務者　松尾　奈美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第４８８号
横浜市中区本牧間門27番21号
債務者　芥川浩一朗
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６５号
横浜市磯子区洋光台４丁目32番21号　ハイツＫＡＴＯ102号
債務者　岩城　美佳
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０号
熊本県天草市本渡町本渡3554番地１
債務者　河田智嘉子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第１５号
静岡県浜松市中区小豆餅３丁目21番８号、住民票上の住所静岡県浜松市中区上島３丁目38番12号　プラセオ上島103
債務者　杉山　　茂
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
静岡県浜松市南区西伝寺町７番地　南側東
債務者　渡邉　　篤
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
静岡県浜松市北区都田町16番地の５　特別養護老人ホーム第二九重荘、前住所静岡県浜松市東区薬新町258番地　ベルクラント101
債務者　上杉あや子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３３４０号
東京都杉並区下井草４丁目７―17―102
債務者　岡野桃奈こと　オカノ　モナ　エミイ
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３７７号
東京都小平市学園西町３丁目28―18
債務者　水野　明美
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６４号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目10番７―105号
債務者　吉岡由美子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６１７号
大阪市西区南堀江３丁目17番５―1202号
債務者　髙松　理佐
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部